

教科書検定の権限に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十七年二月二十三日

福島みずほ

参議院議長 山崎正昭殿



## 教科書検定の権限に関する質問主意書

文部科学省ホームページには「教科書の検定とは、民間で著作・編集された図書について、文部科学大臣が教科書として適切か否かを審査し、これに合格したものを教科書として使用することを認めること」とある。

右の点を踏まえ、以下質問する。

一 「民間で著作・編集された図書について、文部科学大臣が教科書として適切か否かを審査し、これに合格」して「教科書として使用することを認め」られた「教科書」は、文部科学省が、全国どこの学校でも「教科書として適切」であるとし、「教科書として使用することを認める」としたものと解してよいと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

二 前記一のとおり、「民間で著作・編集された図書について、文部科学大臣が教科書として適切か否かを審査し、これに合格」して「教科書として使用することを認め」られた「教科書」について、学校による選定に先立って、所管する学校の教育に使用するのに適しない点はないか再度「審査」し、特定の文部科学省検定合格教科書を、所管する学校の教育に使用するのに適切ではない、すなわち教科書として不合格

と公定する権限を、各地の教育委員会は教育の地方自治の観点から見て保持しているといえるか、政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。